

「新型コロナウイルス関連情報」
(その31:非常事態宣言の再発出に伴う陸上国境管理措置等)

【ポイント】

- 8月20日(木)17時現在、東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染者の発表はありません(国内の累計感染者数:25人)。なお、8月4日(火)に発表された新たな感染者についても既に治癒した旨、保健省は発表しています。
- 非常事態宣言の再発出に伴う陸上国境管理措置等について、東ティモール政府(外務・協力省)の公文書により、当地在外公館・国際機関等に対し通知されました。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染状況

8月20日(木)17時現在、東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染者の発表はありません(国内の累計感染者数:25人)。なお、8月4日(火)に発表された新たな感染者についても既に治癒した旨、保健省は発表しています。

これにより、現在治療中の感染者の情報はありません。

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 非常事態宣言の再発出に伴う陸上国境管理措置等

(1) 非常事態宣言の再発出に伴う陸上国境管理措置等について、東ティモール政府(外務・協力省)の公文書により、当地在外公館・国際機関等に対し通知されました。概要は以下のとおりです。

ア 8月11日より、17日毎に午前9時から午後1時まで人による陸上越境を認める。

イ 8月11日より、毎週火曜日午前10時から正午まで物流のための陸上越境を認める。

ウ 上述の人による陸上越境については、東ティモール人を優先し、入国できる上限を一回あたり200人までとする。

(2) 全ての入国ポイントを対象に入国した者は、全員14日間の隔離措置を受けることになる。

(3) 上記陸上国境管理措置においては、同国境からの外国人の出国そのものを禁じているわけではありませんが、出国先のインドネシアが外国人の入国を未だ厳しく制限している現状にかんがみれば、在留邦人の帰国ルートとして検討するのは難しい状況と言えます。

新型コロナウイルス対策に係るインドネシアの入国制限措置は、以下のURLからもご覧頂けます。

(4) 報道によれば、陸上国境を不法侵入する事例が数件あり、治安当局は国境の取締りを強化しています。

○在デンパサール日本国総領事館（東ヌサ・トゥンガラ州を管轄）

https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(5) 東ティモールへの陸上国境だけでなく、空路による入国に当たっては、東ティモール政府は自国民及び外国人を問わず、入国予定者のPCR検査の陰性結果証明を添えて東ティモール政府に対し申請し、あらかじめ許可を取り付ける必要があるとしていますが、具体的な方法については必ずしも明確に整理されていません。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

・外国からかける場合：+81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)

・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします

す。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131～2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)